

請 願 書

国にイスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を
求める意見書を釜石市議会として提出することを求める請願

紹介議員

古川 愛明

佐々木 聡



国にイスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書を釜石市議会として提出することを求める請願

(要旨)

イスラエル・ハマスの軍事衝突に対し、全ての当事者が国際法に従い、早急に戦闘行為を停止し平和的に問題を解決すべく、政府のより一層の外交努力を期待する旨の意見書を釜石市議会が提出することを求める請願。

(理由)

昨年10月のハマスによるイスラエル攻撃と人質連行に対し、イスラエルはガザ地区に対する大規模な軍事作戦を開始した。ガザ地区においては一般市民、特に子どもたちに多数の犠牲が生じ、街は瓦礫の廃墟と化し、国連事務総長の指摘を待つまでもなく悲惨極まりない危機的な状況にある。

このような事態に対し、昨年12月、国連総会の緊急特別会合において、人道目的の即時停戦を求める決議案が賛成多数で採択された。しかし、実効力を有する国連安全保障理事会における人道目的の即時停戦を求める決議案は、一部の国の反対により否決されたままである。

国連がこのような無力な状況にある中、南アフリカが昨年12月末に、イスラエル軍の攻撃はパレスチナ人に対するジェノサイドにあたるとして国際司法裁判所 (ICJ) に提訴した。イスラエルは国際法のルールに従って軍事的に行動していると主張しているが、1月26日、ICJはジェノサイドである可能性が高いと判断し (命令書第30パラグラフに「当裁判所の見解では、イスラエルがガザで行ったと南アフリカが主張する行為および不作為の少なくとも一部は、条約の規定に該当する可能性があると思われる」と明記。)、イスラエルに対し暫定措置を命じた。最終判断の前に、緊急の措置命令が必要なほど深刻な事態が生じていると判断されたためである。

世界的な権威のある国際法解釈機関が、このような仮保全措置命令を出したことの意義は、極めて大きなものがある。またハマスにしても人質の即時解放が求められるが、イスラエル・ハマス双方いかなる理由があっても、一般市民や子どもを対象とした非人道的行為は許されない。

もはやガザ地区においては、一時的な戦闘休止ではなく本格的な停戦が必須である。我が国は従来から国際社会の法の支配を重視することを強調してきており、これは日本外交の基本姿勢である。イスラエル及び、ガザ地区を含むパレスチナの早期の平和構築実現のため、日本政府が国際社会で積極的に最大限の努力を尽くす必要がある。

さらにも釜石市は、昭和61年に非核平和都市宣言を議決している。世界の恒久平和を願う立場を表明していることから、ガザ地区の現状をこのまま見過ごしてはならない。ガザ地区の停戦・休戦を求める決議および意見書の提出は数多くの地方議会で行われ、岩手県内でも1月8日現在、11市町議会が可決している。釜石市議会もそこに名を連ねるべきである。

よって、イスラエル・ハマスの軍事衝突に対し、全ての当事者が国際法に従い、早急に戦闘行為を停止し平和的に問題を解決すべく、政府のより一層の外交努力を期待する旨の意見書を釜石市議会が提出することを請願する次第である。

令和6年2月16日

釜石市議会議長 千葉 栄様

請願者 釜石市平田2-62-15

かまいし寺子屋クラブ代表

海老原 正人

